

第 28 号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年豊川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「署名捺印」を「署名」に改める。

別記様式中「㊤」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、押印を求めている手続の見直しを図るため、職員の服務の宣誓書における押印を廃止する必要があるからである。